

あったか  な 人と心が きづくまち

あったかな 人と心が きづくまち

この計画は、これからの安芸市において、行政と社会福祉協議会、各関係機関や団体が連携・協働して地域住民の生活課題の解決に向けて対応していく方向性と、活動の具体的な行動指針を定めたものです。

生活の基盤としての“地域”を中心として、住民相互の助け合いや支え合いを計画書として示した「住民の住民による住民のための計画」の策定は、私たち住民にとりまして大きな意義があるものと思います。

計画の策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すことを地域福祉の中心目的とし、基本理念を「あったかな人と心がきづくまち」と設定しました。この理念達成に向けての基本目標を「であい・ふれあい・かたりあい・ささえあい」の4項目に定め、それぞれに“あき”をキーワードとして、安芸市の地域性や実情に応じた取り組みを計画いたしました。また、この計画の特徴は、地域福祉の推進単位を、10地区と定め、それぞれの地区において「地区別活動計画」を策定し、身近な地域で地域福祉の推進を図る具体的な活動計画を定めたことにあります。

これらの目標を実現していくためには、地域住民、民生児童委員、ボランティア・NPO、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を發揮するとともに、協働した取り組みを進めていく必要があります。

計画策定にあたりましては、100回を超えるヒアリング調査や座談会、ワークショップを開催し、子どもから高齢者、障害者等600人を超える「地域の声」を取りまとめながら、策定委員会・検討部会で協議し、計画に盛り込みました。

「地域の声」には、住民のさまざまな願いや思いが込められています。この実現に向けて、地域福祉を住民主体で一步ずつ着実に進めていくことがこれからの取り組みとなります。

結びに、地域住民の一層の協力を得て各地区で地域福祉活動が展開されますことを願い、安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画策定にあたってのあいさつとさせていただきます。

平成24年3月

安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画
策定委員会 委員長 野 町 眞 道

資料編

1. 基本目標の取り組み例

であい

＜身近な場所でふれあいを深める＞

地域福祉への主体的な住民の参加を促進するためには、地域の担い手の育成や交流の場・活動の拠点が必要です。

地域では、住民の方々のふれあいの場として、さまざまな活動が展開されています。

ミニデイサービス（ふれあいサロン）は、地区社協や地域住民が主体となり、ボランティアの協力のもと、各地区公民館や集会所などを活用し、会食やレクリエーション、ときには勉強会など地区の特色を生かしながら、おおむね 65 歳以上の方を対象に地域の方々との交流をはかっています。また、保育園や小学校と連携し、園児や児童と高齢者との交流もはかっており、世代を超えた交流の場としても機能しています。

また、いきいき百歳体操では、住民が自分自身の健康づくりや介護予防を目的とし、集会所や公民館に集まり、住民自身が主体となって活動しています。地域での体操を中心とした活動をきっかけに、地域ぐるみでの支えあい・交流ができる場になるよう活動の輪も広がっています。

公民館や集会所を活用して、子どもから高齢者までみんなが気軽に集まることができる憩いの場づくりを支援し、こうした活動の担い手や地域で気軽に集まれる機会づくりを目指していきます。



ふれあい

＜その人らしさを認め合う関係を＞

子どもから高齢者、障害者など住民誰もが自分らしく生活でき、一人ひとりの個性や人格、ありのままを認め合える社会づくりが大切です。

高齢者や障害者に対する理解を深めることを目的に、市内にある学校を対象に、福祉学習や体験学習といった福祉教育を行っています。

安芸市の現状や地域での活動紹介、支え合いの大切さを学習する中で、「何気なくやってきたことが福祉につながっていたとは思わなかった」「自分の学校もこんな活動していたのがわかった」「地域の活動へ参加してみたい」などの声があがり、学生も日頃の生活の中で支え合いが身近にあることを感じています。

体験学習は、支援が必要な人の立場になって考えること、また、介護する人の立場になって考えることを目的として行っています。自分の体で感じて学習したことにより、「相手に怖い思いをさせないように」「不安になる気持ちがわかった」など多くの感想があり、相手の立場になって考えることの大切さを、体験することにより感じていただいています。

子どもの「ふくしの心」を育む福祉教育学習を取り組み、思いやりや支え合いの心を育み、10年後、20年後の担い手を育て、いつまでも活力ある地域づくりを目指していきます。



かたりあい

〈暮らしを支えるネットワーク〉

地域でなんらかの支援を必要としている住民のニーズに対応するためには、様々な関係機関や団体、事業所が連携し、地域に関わっていく地域人材のネットワーク化が必要です。

地域で暮らししていくためには、住民の力だけではなく、福祉を支えるサービスの力も必要となることから、介護事業所を対象に資質向上を目的とし、認知症ケア実践講座を行ってきました。

この講座では、「認知症の基礎知識やケアの視点」といった内容の総論から、身体ケアに関する講座「水分・栄養・排泄のケア」「嚥下・運動機能のケア」「フットケア」を学びました。

このように、サービスの提供内容が異なる事業所の職員が合同で集まる研修会を企画し、受講後に「学んだ技術を実践していること」「独自に工夫していること」など情報交換や連絡会を開催することにより、事業所間の連携が図れています。

暮らしを支える力は、様々な機関や住民が共に学び、協力・連携することによって生まれてきます。今後は、その繋がりをより一層広げ、暮らしやすい地域づくりを目指します。



ささえあい

<見守り支え合いのある地域へ>

日頃から地域の情報を適切に把握し、地域ぐるみで気づきをつなげる体制が必要です。

地域では認知症の認識は薄く、「どういふ対応をしたらよいのだろう」という思いがありました。また、介護する家族も「近所に迷惑がかかるのでは」と思いもあったようです。

そんな不安を少しでも和らげるために、まず認知症がどのような病気かを知っていただき、見守りや支え合うことの大切さを感じていただくことを目的に地区で学習会を行いました。

内容は、安芸市の高齢者の現状とこれからの課題の報告説明や少し笑いのある寸劇を交えた認知症の症状などをわかりやすく説明し、参加した方からは「勉強になった」「自分のこととして考えなければいけない」と言う声が聞こえました。また、支え合いに関しては、「お互いさま」という声が参加者から聞こえ、地域で支え合う体制づくりの第一歩が踏み出せたのではないかと思います。

高齢者、子ども、障害者、また支援が必要な方はたくさんいます。

こうした学習会を各地域で行いお互いが支え合い、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくための体制づくりを目指します。



2. 策定経過

(1) 実績

団体等ヒアリング調査・座談会「地域の声」

No.	月日	区分	団体等（開催場所）	参加者
1	7月4日	公民館	安芸市民館	2名
2	7月6日	公民館	安芸公民館	1名
3	7月6日	公民館	黒鳥公民館	1名
4	7月8日	公民館	穴内公民館	1名
5	7月14日	公民館	本町コミュニティーセンター	1名
6	7月15日	公民館	伊尾木公民館	1名
7	7月21日	公民館	東川公民館	1名
8	7月25日	公民館	川北公民館	2名
9	7月26日	公民館	畑山公民館	1名
10	7月27日	公民館	赤野公民館	1名
11	7月27日	公民館	井ノ口公民館	1名
12	8月1日	公民館	土居公民館	1名
13	10月18日	公民館	江川公民館	1名
14	7月8日	地区社協	穴内地区社会福祉協議会	1名
15	7月15日	地区社協	伊尾木地区社会福祉協議会	2名
16	7月21日	地区社協	井ノ口地区社会福祉協議会	1名
17	7月21日	地区社協	土居地区社会福祉協議会	1名
18	7月25日	地区社協	栃ノ木地区社会福祉協議会	1名
19	7月27日	地区社協	赤野地区社会福祉協議会	1名
20	8月4日	地区社協	奈比賀地区社会福祉協議会	2名
21	8月9日	地区社協	川北地区社会福祉協議会	1名
22	7月7日	福祉団体	ふれあい広場ピッコロ	3名
23	7月14日	福祉団体	安芸市老人クラブ連合会	1名
24	7月14日	福祉団体	安芸市赤十字奉仕団	1名
25	7月14日	福祉団体	安芸市連合婦人会	1名
26	7月22日	福祉団体	安芸市食生活改善推進協議会	1名
27	8月9日	福祉団体	安芸市民生児童委員協議会	1名
28	9月26日	福祉団体	安芸市更生保護女性会	1名
29	9月27日	福祉団体	安芸市身体障害者連盟	1名
30	12月2日	福祉団体	安芸福祉ボランティア協会	3名
31	12月19日	福祉団体	安芸市青蘭会	5名
32	7月20日	NPO	安芸老人問題研究会	1名

No.	月 日	区 分	団体等（開催場所）	参加者
33	9月14日	NPO	ゆうハート安芸の会	2名
34	9月14日	NPO	ホップあきの会	2名
35	9月21日	NPO	土佐の太平洋高気圧	2名
36	9月15日	社会福祉法人	安芸市身体障害者福祉会	1名
37	9月28日	社会福祉法人	土佐厚生会	2名
38	8月9日	保健・医療	県立安芸病院・芸陽病院	2名
39	7月15日	当事者団体	めだかの学校	8名
40	7月15日	当事者団体	さくらんぼの集い	2名
41	7月15日	当事者団体	つくし会	2名
42	7月22日	当事者団体	きばらん会	2名
43	7月22日	当事者団体	あきっ子広場	1名
44	8月11日	当事者団体	安芸市子ども会連絡協議会	1名
45	9月27日	当事者団体	いっぽいっぽ	1名
46	12月27日	当事者団体	安芸町子ども会連合会	1名
47	1月25日	サークル	不二ビーチボールバレーチーム	9名
48	1月31日	サークル	ココアビーチボールバレーチーム	15名
49	7月5日	学校	赤野小学校児童会・教諭	6名
50	7月6日	学校	伊尾木小学校児童会・教諭	5名
51	7月7日	学校	土居小学校児童会・教諭	5名
52	7月8日	学校	穴内小学校児童会・教諭	6名
53	7月8日	学校	川北小学校児童会・教諭	5名
54	7月8日	学校	安芸中学校生徒会・教諭	6名
55	7月12日	学校	井ノ口小学校児童会・教諭	6名
56	7月13日	学校	東川小学校児童会・教諭	2名
57	7月14日	学校	安芸第一小学校生徒会・教諭	7名
58	7月15日	学校	下山小学校児童会・教諭	7名
59	7月20日	学校	清水ヶ丘中学校生徒会・教諭	7名
60	7月25日	学校	県立安芸中高等学校生徒会・教諭	6名
61	7月28日	学校	県立桜ヶ丘高等学校生徒会・教諭	8名
62	10月12日	高齢者座談会	安芸市民館	12名
63	10月13日	高齢者座談会	井ノ口公民館	6名
64	10月17日	高齢者座談会	東赤野集会所	11名
65	10月17日	高齢者座談会	柳田集会所	9名
66	10月18日	高齢者座談会	江川公民館	2名
67	10月19日	高齢者座談会	奈比賀公民館	8名
68	10月19日	高齢者座談会	総合社会福祉センター	15名

No.	月日	区分	団体等（開催場所）	参加者
69	10月20日	高齢者座談会	津久茂町公民館	11名
70	10月20日	高齢者座談会	井ノ口山田公会堂	9名
71	10月24日	高齢者座談会	土居公民館	16名
72	10月25日	高齢者座談会	川北公民館	16名
73	10月28日	高齢者座談会	安芸公民館	17名
74	11月1日	高齢者座談会	下山集会所	5名
75	11月2日	高齢者座談会	川北岡集会所	11名
76	11月8日	高齢者座談会	僧津集会所	11名
77	11月9日	高齢者座談会	介護予防拠点施設すみれ	13名
78	11月11日	高齢者座談会	穴内公民館	8名
79	11月15日	高齢者座談会	宮田岡集会所	6名
80	11月22日	高齢者座談会	赤野公民館	11名
81	11月24日	高齢者座談会	井ノ口松原公会堂	9名
82	11月25日	高齢者座談会	伊尾木公民館	16名
83	12月1日	高齢者座談会	井ノ口高台寺集会所	11名
84	12月22日	高齢者座談会	畑山公民館	5名
85	11月24日	地区座談会	黒鳥公民館	11名
86	12月10日	地区座談会	赤野公民館	10名
87	1月10日	地区座談会	畑山公民館	13名
88	1月12日	地区座談会	川北公民館	25名
89	1月16日	地区座談会	伊尾木公民館	12名
90	1月20日	地区座談会	穴内公民館	6名
91	1月24日	地区座談会	井ノ口公民館	19名
92	1月26日	地区座談会	土居公民館	12名
93	2月8日	地区座談会	下山公民館	14名
94	2月20日	地区座談会	総合社会福祉センター	33名
95	2月2日	意見交換会	赤野公民館	3名
96	2月7日	意見交換会	畑山公民館	16名
97	2月10日	意見交換会	伊尾木公民館	6名
98	2月13日	意見交換会	川北公民館	15名
99	2月14日	意見交換会	穴内公民館	7名
100	2月16日	意見交換会	井ノ口公民館	14名
101	2月17日	意見交換会	土居公民館	12名
102	2月23日	意見交換会	東川公民館	16名
103	2月24日	意見交換会	下山公民館	5名
104	2月28日	意見交換会	総合社会福祉センター	12名
合計				672名

策定委員会・検討部会・地域福祉シンポジウム・事務局会

開催日時・場所	内容
5月11日（木）10:00 安芸市役所	事務局準備会
	内容：①地域福祉計画・活動計画調整事項 ②計画策定スケジュール
5月16日（木）13:30 安芸市役所	第1回事務局会
	内容：①計画策定に向けての進行詳細 ②計画の体系図（案）
6月2日（木）10:00 安芸市役所	第2回事務局会
	内容：①団体・事業所ヒアリングの方法と様式 ②市各計画との整合性
6月20日（月）10:00 安芸市役所	第3回事務局会
	内容：①基本理念と基本目標 ②地域アセスメントシートの内容確認 ③策定委員会・検討部会の開催に向けて
7月29日（金）10:00 安芸市役所	第4回事務局会
	内容：①団体ヒアリングの内容と状況報告 ②基本理念のキャッチコピー ③策定委員会・検討部会について
8月26日（金）10:00 市総合社会福祉センター	第1回地域福祉（活動）計画策定委員会
	内容：①委嘱状交付②委員長及び副委員長の選任 ③計画策定の趣旨及び内容説明
8月29日（月）10:00 安芸市役所	第5回事務局会
	内容：①団体ヒアリング地区別・団体別のまとめ ②地域福祉シンポジウムについて ③地区座談会について
9月5日（月）13:40 市総合社会福祉センター	第1回地域福祉活動計画策定委員会検討部会
	内容：①委嘱状交付②部会長及び副部会長の選任 ③計画策定の趣旨及び内容説明
9月7日（水）13:30 安芸市役所	第1回地域福祉計画策定委員会検討部会
	内容：①委嘱状交付②部会長及び副部会長の選任 ③計画策定の趣旨及び内容説明
9月11日（日）9:30 市総合社会福祉センター	地域福祉シンポジウム
	基調講演「地域福祉（活動）計画と住民主体のまちづくり」 シンポジウム「団体の活動実践報告」
10月4日（火）15:00 市総合社会福祉センター	第6回事務局会
	内容：①団体ヒアリング調査の状況報告 ②地区座談会の内容詳細

開催日及び場所	会議名・内容
10月27日（木）10:00 市総合社会福祉センター	第7回事務局会
	内容：①計画の基本的な考え方 ②高齢者対象地区座談会について ③今後のスケジュール
11月14日（月）9:30 安芸市役所	第2回地域福祉計画策定委員会検討部会
	内容：①ヒアリング調査・地区座談会の状況報告 ②計画の体系図と基本構成 ③基本理念キャッチフレーズ
11月24日（木）13:30 市総合社会福祉センター	第8回事務局会
	内容：①公民館での地区座談会について ②体系図と基本構成について ③計画書素案
12月5日（月）13:30 市総合社会福祉センター	第2回地域福祉（活動）計画策定委員会
	内容：①ヒアリング調査・地区座談会の状況報告 ②計画の体系図と基本構成
12月8日（木）14:00 市総合社会福祉センター	第2回地域福祉活動計画策定委員会検討部会
	内容：①ヒアリング調査・地区座談会の状況報告 ②計画の体系図と基本構成
12月26日（月）10:00 市総合社会福祉センター	第9回事務局会
	内容：①地区座談会について②今後のスケジュール
1月13日（金）10:00 安芸市役所	第10回事務局会
	内容：①計画書原案校正
1月19日（木）10:00 安芸市役所	第3回地域福祉計画策定委員会検討部会
	内容：①地区座談会の状況報告②計画書の原案校正
1月31日（火）14:00 市総合社会福祉センター	第3回地域福祉活動計画策定委員会検討部会
	内容：①地区座談会の状況報告②計画書の原案校正
2月6日（月）15:00 市総合社会福祉センター	第3回地域福祉（活動）計画策定委員会
	内容：①地区座談会の状況説明②計画書の原案、概要説明 ③田中教授からの助言
2月28日（火）13:30 安芸市役所	第11回事務局会
	内容：①計画書について②地区別活動計画について
3月14日（水）14:00 市総合社会福祉センター	第4回地域福祉活動計画策定委員会検討部会
	内容：①地区別活動計画について②計画書について
3月19日（月）13:30 安芸市役所	第4回地域福祉計画策定委員会検討部会
	内容：①地区別活動計画について②計画書について
3月23日（金）10:00 市総合社会福祉センター	第4回地域福祉（活動）計画策定委員会
	内容：①計画書について②原案承認

(2) 要綱

安芸市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく安芸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、安芸市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 関係市民団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（検討部会）

第6条 計画に係る調査・研究のため、委員会に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会委員は、計画に係る課等の市職員等で組織し、市長が任命又は委嘱する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会委員の互選により定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の出席を求めることができる。
- 7 部会に委員が出席することを妨げない。
- 8 部会は、次に掲げる事務を行う。
 - （1）計画の策定に関する調査並びに資料の収集及び分析に関すること。
 - （2）計画の原案作成に関すること。
 - （3）その他計画策定に関し、委員会から命じられたこと。

（任期）

第7条 委員及び部会委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員及び部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉事務所に置く。

- 2 事務局は、福祉事務所の職員をもって構成する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

安芸市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定される安芸市地域福祉計画の実現を支援するための活動・行動計画である地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、安芸市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）活動計画の策定に関すること。
- （2）その他、活動計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人安芸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

- （1）保健、医療及び福祉関係者
- （2）関係市民団体の代表者
- （3）学識経験者
- （4）その他社協会長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（検討部会）

第6条 活動計画に係る調査・研究のため、委員会に検討部会を置くことができる。

（任期）

第7条 委員の任期は、委嘱した日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を社協に置く。

2 事務局は、社協の職員をもって構成する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

安芸市地域福祉活動計画策定委員会検討部会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、安芸市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第6条の規定に基づく部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 部会は、安芸市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関する事項を、次の事項ごとに調査・研究し、策定委員会にその結果を報告するものとする。

- （1）地域の福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （4）その他、活動計画の策定に関し調査・研究が必要と認められる事項

（構成）

第3条 部会は、委員13人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから社会福祉法人安芸市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）会長が委嘱または任命する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長が必要と認める場合は、部会に委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、活動計画策定完了までとする。ただし、各団体・機関等の役員等の地位において委員となった者が、その地位をはなれた場合は、交代した者が引き続き委員となるものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第7条 部会の事務を処理するため、事務局を社協に置く。

2 事務局は、社協の職員をもって構成する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係）

所 属	職 名	員 数
安芸市民生児童委員協議会	役 員	2名
安芸市地区社会福祉協議会	役 員	2名
高齢者・障害者・児童福祉施設	従事者	5名
安芸市・安芸市社会福祉協議会	従事者	4名

安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

選出区分 第3条第2項	分野	所属団体・機関	役職名等	氏名	備考
1号委員 保健医療関係者	地域保健	高知県安芸福祉保健所	所長 (保健監)	鈴木 順一郎	
1号委員 福祉関係者	市社協	安芸市社会福祉協議会	会長	有光 健夫	
1号委員 福祉関係者	障害	安芸市ワークセンター	施設長	竹部 重夫	
1号委員 福祉関係者	民生委員	安芸市民生児童委員協議会	会長	野町 眞道	委員長
2号委員 関係市民団体	健康	元気ふれあい会議 (安芸市連合婦人会)	会長	井上 眞喜子	副委員長
2号委員 関係市民団体	子ども	安芸市子ども会連絡協議会	事務局	陰山 加代	
2号委員 関係市民団体	NPO 法人	安芸老人問題研究会	理事長	長澤 正宏	
2号委員 関係市民団体	高齢	安芸市老人クラブ連合会	会長	山内 豊	
3号委員 学識経験者	社会教育	安芸市立赤野公民館	館長	黒岩 由美	
3号委員 学識経験者	学校教育	安芸市芸西村校長会 (市立安芸中学校)	会長	森田 直志	
4号委員	行政	安芸市	副市長	岡宗 利明	

安芸市地域福祉計画策定委員会検討部会 委員名簿

所属	分野	職名	氏名	備考
企画調整課	総合計画	企画係長	小松 都亮	
市民課	高齢者	補佐兼介護保険係長	大野 崇	
市民課	健康づくり	健康ふれあい係長	国藤 美紀子	
市民課	医療・年金	国保年金係長	島崎 留美	副部会長
農林課	後継者対策	園芸振興係主幹	岡田 琴代	
まちづくり課	防災・まちづくり	補佐兼防災安全係長	久川 陽	部会長
学校教育課	学校教育	学校教育係長	岡林 愛	
生涯学習課	生涯学習 公民館活動	生涯学習係長	弘井 恭介	
社会福祉協議会	地域福祉	事務局次長兼総務管理係長	横田 和典	

安芸市地域福祉活動計画策定委員会検討部会 委員名簿

所属団体・機関	役職名等	氏名	備考
安芸市民生児童委員協議会	副会長	山本 啓次郎	部会長
安芸市民生児童委員協議会	理事 (主任児童委員)	近藤 恵子	
安芸市地区社会福祉協議会連絡会	会長（奈比賀）	畠山 健	副部会長
安芸市地区社会福祉協議会連絡会	副会長（伊尾木）	佐々木 邦和	
社会福祉法人土佐厚生会 障害者支援施設「あき」	サービス管理責任者	笹岡 孝士	前任 川島弘樹
社会福祉法人土佐厚生会 小規模多機能型居宅介護事業所「南風」	所長	池田 亜紀	
社会福祉法人ふるさと自然村 居宅介護支援事業所「てくてく」	介護支援専門員	窪田 さつき	
財団法人安芸二葉慈愛協会 母子生活支援施設安芸和光寮	母子指導員	小松 美和	
有限会社西田順天堂東部店 あき・あったかふれあいセンター	コーディネーター	植野 利恵	
安芸市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーションあき	訪問介護係長	横山 勉	
安芸市社会福祉協議会 デイサービスセンターはまちどり	通所介護係長	三代 麻紀	
安芸市社会福祉協議会 在宅介護支援センターはまかぜ	介護支援係長	大西 美恵	
安芸市地域福祉計画策定委員会検討部会	部会長	久川 陽	

安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画策定委員会アドバイザー

所 属	役職名等	氏 名	備 考
高知県立大学	社会福祉学部教授	田中 きよむ	

安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画策定委員会オブザーバー

所 属	役職名等	氏 名	備 考
高知県安芸福祉保健所	地域支援室チーフ	陰山 鼓	
高知県安芸福祉保健所	地域支援室主幹	栗山 智華	
高知県社会福祉協議会	地域いきがい課チーフ	種田 智加	
高知県社会福祉協議会	地域いきがい課主任	三橋 択実	

安芸市地域福祉計画・安芸市地域福祉活動計画策定委員会 事務局

所 属	役職名等	氏 名	備 考
安芸市福祉事務所	所長	山崎 明仁	
安芸市福祉事務所	所長補佐兼こども係長	北村 博昭	
安芸市福祉事務所	障害ふくし係長	福島 由美	
安芸市福祉事務所	障害ふくし係主幹	寺岡 里奈	
安芸市福祉事務所	障害ふくし係臨時	有澤 真子	
安芸市社会福祉協議会	事務局長	安芸 忠幸	
安芸市社会福祉協議会	事務局次長兼総務管理係長	横田 和典	
安芸市社会福祉協議会	総務管理係臨時	高橋 みゆき	